

農地中間管理事業による貸借手続きの流れについて

- ① **所有者・借受者** 「農地中間管理事業」による**貸借契約申出書**を提出
- ・地域計画に係る調査票及び承諾書（※借受者のみ）
※借受者になるためには担い手として地域計画に位置付けられることの同意が必要です。（既に位置付けられている方は提出不要）
 - ・地域計画の策定に係る個人情報の取扱いについて（※借受者のみ）
 - ・相続関係説明図（※土地所有者が亡くなっている場合）
 - ・定款（※借受者が法人の場合）

申出書提出期間 1/4～3/31…始期 7/1 4/1～ 6/30…始期 10/1
7/1～9/30…始期 1/1 10/1～12/28…始期 4/1
※存続期間は原則 10 年。（少なくとも 5 年以上の期間とする）

農地の地番や貸借期間など必事項を記入して、
農林水産課、各支所又は農業委員会へ提出してください。

- ② **所有者・借受者** 必要書類の押印、記入
- ・農用地利用集積等促進計画
 - ・個人情報取扱同意書（農地中間管理機構分）
 - ・口座振込依頼書（所有者）、口座振替依頼書（借受者） ※賃貸借の場合

申出書を基に作成した必要書類を郵送するので、押印・記入して提出してください。

- ③ **農林水産課**
書類が全て揃い次第、農業委員会総会（5月、8月、11月、2月）で意見聴取



- ④ **広島県**
農業委員会総会の翌月に県が農用地利用集積等促進計画の認可



- ⑤ **農林水産課** 貸借手続き完了

手続きが完了したら、市からその旨をお知らせするとともに、農用地利用集積等促進計画の写しを送ります。